

## 鹿児島大学大学院連合農学研究科の構成大学事務会議要項

(平成 16 年 4 月 16 日 代議委員会決定)

(平成 24 年 3 月 16 日 一 部 改 正)

(平成 24 年 6 月 22 日 一 部 改 正)

(設置)

**第 1** 鹿児島大学大学院連合農学研究科の事務を円滑に遂行することを目的として構成大学事務会議（以下「事務会議」という。）を置く。

2 前項の事務会議のほか、構成大学農学部及び水産学部等の事務職員と連合農学研究科の事務職員が情報交換・意見交換を行うことを目的として、別途、事務連絡会を置く。

(組織)

**第 2** 事務会議は、次の職員により組織する。

(1) 構成大学農学部及び水産学部の事務長並びに鹿児島大学農学部・共同獣医学部等連大事務室長

(2) 構成大学農学部、水産学部及び鹿児島大学農学部・共同獣医学部等事務部並びに関連部局の専門職員及び係長のうちから 1 名以上

(3) 連合農学研究科の事務室長代理及び係長

(委員長)

**第 3** 事務会議に委員長を置き、構成大学農学部及び水産学部の事務長並びに鹿児島大学農学部・共同獣医学部等連大事務室長のうちから互選により委員長を推薦する。

2 委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 委員長に欠員を生じた場合の補欠の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

**第 4** 事務会議は、委員長が必要に応じて招集して開催する。

(会議の庶務)

**第 5** 事務会議の庶務は連大事務室連大事務係で処理する。

### 附 則

1 この要項は、平成 16 年 4 月 16 日から実施する。

2 この要項の実施後最初に選出された委員長の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。